

議 事 録

令和6年7月10日

開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室	13:30～15:30
会 議 名	第13回伊賀市農業委員会総会	
出席者	坂本 森下 玉岡 門口 森田 高田 西田 大田 藤室 松永 川口(一)	
	中原 福岡 田中 池町 福地 山本 稲森 西尾 橋本 折戸 喜多	
	西口 喜久永	(計24名)
	吉岡 川口(真)	
欠 席 者		
事 務 局	福山 林 小林 矢野 岡嶋 北田	
議 事		
議 長	予定の時刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会第13回総会を開催します。	
議 長	(会長 あいさつ)	
議 長	それでは、総会の成立報告を事務局に求めます。	
事務局	現在、出席委員は総数24名中24名で、農業委員会等に関する法律による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告申し上げます。	
議 長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。	
一 同	異議なし。	
議 長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。署名者は、8番の松永委員、19番の橋本委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。	
議 長	それでは、只今より議事に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、 報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、いずれも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。 賃貸借の合意解約がなされ、報告件数16件、筆数は田33筆、畑2筆、合計35筆、面積は合計73,476㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
事務局	続きまして報告第2号、使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数4件、筆数は田9筆、面積は合計19,786㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議 長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。	
議 長	ご発言が無いようですので、 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、 報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。	
議 長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 議案第1号No.1～6について、事務局の説明を求めます。	
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。 総会資料4ページをご覧ください。	

事務局	No.1、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は0aですが、申請地は農用地ではないため面接は行っておりません。営農計画書が提出されております。 実家は蓮池で農業をしており、自身も畑作で10年常時従事しています。譲渡人は叔父にあたります。農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、耕運機1台を実家に所有しています。キャベツや玉ねぎなどを作付け予定です。 申請地は4筆を一段の田んぼとしていましたが、水がなく耕作されていなかったため畑作を行うとのことで、効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.2、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は1,493aで取得後は1,536aとなります。譲受人は平成26年に設立された法人で、役員3名のうち2名が農作業に常時従事しています。 農機具はトラクター3台、耕運機2台を保有していて、申請地においては桑、ニンニクや金ゴマを作付け予定です。 申請地は3地区、8筆に分かれています。場所は一段の圃場内で、効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.3、4は譲受人が同一ですので併せて説明します。 申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は2,642aで、取得後は2,669aとなります。譲受人は平成8年6月11日に設立された農地所有適格法人で、理事3名を含めた構成員5名が常時従事し、農機具はトラクター5台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、収穫機1台、動力カルテ1台、ローラーリフト1台を所有されています。水稻を作付け予定です。 申請地の5筆はまち合わせされて、隣接する2枚の田になっており、効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は19aで、取得後は48aとなります。農作業歴は5年で、本人が常時従事しています。農機具はトラクター1台、草刈機1台を保有し、その他は今後必要に応じて購入する予定です。 申請地は農振農用地ですが、水の便が悪く長年作付けされず維持管理のみでありましたが、栗の木やブルーベリーを植える計画で営農計画書も提出されています。購入した農機具の収納場所として一部に200㎡未満の農業用倉庫の建築も予定しており、効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.6、詳細は議案書のとおりです。 譲受人の伊賀市での耕作面積はありませんが、空き家バンクを通して今回取得する農地の隣接にある空き家を購入し、今後、伊賀市へ移住したうえで常時従事される予定です。 申請地では、葉物野菜や芋、たまねぎ等の野菜を耕作される計画で、農機具は小型の耕うん機や草刈機、鍬を自己資金にて購入予定です。申請地は取得する居宅の隣接にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。
議長	只今の説明に関連して、久米地区、猪田地区、古山・花垣地区、河合地区、依那古地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
玉岡委員	No.1の件、6月27日に関係者一同現地確認を行いました。先程の事務局説明のとおりで、親族に当たり、当該地で水稻作付けを要望をされたのだが、なかなか水が来ないのでキャベツ、玉ねぎ等を作付けする。農業経験もあり何ら問題ないと思うので、よろしくお願いします。
川口委員	6月28日に関係者一同現地確認を行った結果、別段問題はなかった。皆様よろしくをお願いします。
中原委員	猪田、古山、花垣ということで合同で現地立会を実施した。現状は不作付地になっているが、農業法人が大蒜等作付けするとのことで、別段問題ないと判断をした。3番、4番については青蓮寺の田になるが、現状不作付になっている。当該法人が田を直して次年度から水稻作付けと言っており、問題ないと思う。

福地委員	河合地区です。事務局の説明に少し追加で説明しますが、譲渡人はかなり高齢で、申請地2筆については、10年以上前から周辺の団地開発等々で水が思うように取水できず、管理のみ継続してきた土地である。加えて農用地の端に位置し高齢が故に管理に困っており、譲受人が畑でも管理できたらといった話になった。ブルーベリー作付けに関して準備をしており、現地立会時に推進員と一緒に面談も実施して、今回の申請は問題が無いとの判断を致した。皆様にご審議頂きたいと思う。
藤室委員	6月26日に関係者で立ち合いを行った。譲受人は伊賀で農業がしたいとの意向があり、傍の空き家を活用して放棄地を耕作することになった。農業経験は無いが、農業をしたいとの意識を持った方であり、苦勞をしてくれるとのことで、問題はないと思っている。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.1～6について、一括して採決することご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.1～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～6については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第1号No.7～12について、事務局の説明をお願いします。
事務局	No.7、詳細は議案書のとおりです。 譲受人の農作業歴は20年で妻と常時従事されています。20年前に譲渡人の父親と譲受人が申請地の近くにある居宅、雑種地とともに今回申請の畑についても一括で売買契約を行っていましたが、農地のみ所有権移転がなされていなかったことから、今回申請に至ったものです。譲受人は20年前から週に1度伊賀市へ泊まり込みで来訪し、これまでも申請地で野菜を耕作してきており、農機具は耕うん機を1台所有されています。申請地では引き続き野菜を耕作する計画で、申請地は譲受人が所有している居宅から60mであり、取得後も効率的に耕作できると認められます。
事務局	No.8、詳細は議案書のとおりです。 譲受人の農作業歴は50年で子と共に常時従事されています。現況は申請地に隣接する譲受人の農地と1枚になっていることからこれまで譲受人が水稻を耕作されてきましたが、譲渡人が相続により申請地を取得したことに伴い、売買するに至ったものです。農機具は耕うん機、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有され、申請地では引き続き水稻を耕作される予定です。申請地は自宅から300mであることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。
事務局	No.9、詳細は議案書のとおりです。 譲受人の農作業歴は10年で、祖父、祖母と共に常時従事されています。譲受人はこれまで家族の農業経営に携わってきており、申請地では、自家野菜や紅花、ぎんなんの苗木を栽培される計画で、申請地の近くに別宅を建築したことから、今回新たに農地を取得するに至ったものです。トラクター等の農機具を所有しており、申請地は別宅から徒歩2分であることから取得後も効率的に耕作できると認められます。
事務局	No.10、申請内容については総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積が無く、現地立会時に面談を行いました。三田の農地で、キュウリ・大根・白菜等野菜を耕作し、自家消費します。取得後の耕作面積は3aとなります。農作業歴はありませんが、近隣の方に教えていただき、耕作する予定です。農機具は耕運機・草刈機を今後導入予定で、申請地も自宅前であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。

事務局	No.11、No.12は譲受人が同一であるため、合わせて説明させていただきます。 申請内容については総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積が無く、諏訪・下阿波の農地で、水稻、キャベツ・タマネギ・すいか等野菜を耕作し、自家消費することで7月1日に新規就農者として認められたところです。取得後の耕作面積は73aとなります。譲受人の住所は現在和歌山県有田郡ですが、諏訪・下阿波で譲渡人所有の居宅を購入し、繁忙期には諏訪・下阿波で寝泊まりし耕作する予定です。また、和歌山県で一緒に農業をしている労働者2名についても、伊賀市に住民票を移す予定で、繁忙期には伊賀市で寝泊まりし、耕作する予定です。農作業歴ですが、本人が20年、労働者2名が5年、伊賀市での年間農業従事日数が、本人が150日、労働者2名が120日です。農機具についても、諏訪・下阿波で、それぞれコンバイン・トラクター・軽トラック・動力噴霧器・草刈り機を購入する予定で、購入した農機具はそれぞれに農舎がありますので、そちらに保管します。地区の出会い等には積極的に参加するということ、農地まで近隣であることで取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議 長	只今の説明に関連して、神戸地区、西柘植地区、三田・諏訪地区、阿波地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
松永委員	No.7、8について6月28日に立ち合いをした。譲受人は1年ほど前から伊賀市に住み、地域住民とも仲良くしている。80歳を超えているが、農地も適正管理をしているし、特に問題は無いと考える。
田中委員	6月26日に関係者で現地調査を実施した。譲受人居宅も当該地の近隣にあり、何ら問題はないと思っている。
森田委員	7月1日に関係者一同で現地調査を実施した。自宅のほぼ向かいに位置する畑の購入である。現在まで他の人が耕作していたようで、引き続き奇麗に耕作されると思う。家屋の裏は山林で、維持管理も大変だと思うが、使用人もいるとの事であり、現状より良くしてくれることを期待しながらの現地立ち合いでした。特に問題はありませんでした。
橋本委員	7月1日に関係者一同で現地調査を実施した。現在は耕作していない農地であるが、家を購入して近隣農地を耕作される計画と確認している。野中3筆は今まで他の耕作者がいた為、来年から申請者が耕作する。宮谷の2筆は、〇〇が管理してきたが、来年度にかけて耕作できるようしていく。株式会社〇〇の指導を受けながら営農すること、その点でも大丈夫かなと思う。よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	No.11、12について、譲受人の和歌山県での職業というのは、不動産業？
事務局	行政書士。仕事の無いときに伊賀市に来て農業をするとの事です。和歌山県ではそこまで行政書士の仕事が無い模様です。
西田委員	和歌山県でも農業をされていますか？
事務局	はい。譲受人の実家で農業を、20年の経験を積んでいるとのことで、確認しております。
西田委員	2軒も家を買って？
事務局	はい、空き家等を。
西田委員	農業をするって言ってるのだから、仕方がないか。
橋本委員	よく見守っていきますわ。
西田委員	草ぼうぼうにならないように。
議 長	新規営農面談でも、その辺が分かり辛かったのだが、やる気は十分ある人だったので。見守って頂きたいと思います。ほか、ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.7～12について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。

議 長	議案第1号No.7～12について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.7～12については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第1号No.13～19について、事務局の説明をお願いします。
事務局	No.13、申請内容については総会資料のとおりです。 取得後の耕作面積は114aとなり、農機具はトラクター・コンバイン・田植え機・耕耘機を今後導入予定です。周辺でも耕作されていることから取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.14、申請内容については総会資料のとおりです。 取得後の耕作面積は65aとなります。農作業歴は本人が7年農業に従事しており問題ありません。農機具は、田植え機・トラクター・コンバインをそれぞれ1台所有され、取得後は水稻を耕作されます。申請地も自宅から車で12分程度と近隣であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.15、申請内容については総会資料のとおりです。 取得後の耕作面積は228aとなります。農作業歴は本人が50年農業に従事しており問題ありません。農機具は、トラクター・コンバイン・田植え機・耕耘機をそれぞれ1台所有され、取得後は水稻・野菜を耕作されます。譲渡人・譲受人は兄弟で、譲渡人が遠方で耕作できないため、地元に住んでいる譲受人に贈与する予定です。申請地も自宅から車で3分程度と近隣であり、周辺も多数耕作されていることから取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.16、申請内容については総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積が無く、7月1日に新規営農面談を行いました。西条の農地で、水稻・キュウリ・タマネギ・大根等野菜を耕作し、自家消費します。取得後の耕作面積は16aとなります。農作業歴はありませんが、実家の家族に教えていただき、耕作する予定です。農機具は草刈機を今後導入予定で、田植え機・トラクター・コンバインは、実家から借りて耕作する予定です。5条申請No.6で居宅を購入予定で、申請地も居宅の隣地であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.17、申請内容については総会資料のとおりです。 取得後の耕作面積は148aとなります。農作業歴は本人が55年・妻が49年・子の夫が28年農業に従事しており問題ありません。農機具は、個人でコンバイン1台、会社経営もしておりまして、会社との共有でトラクター3台、田植え機1台、乾燥機3台・籾摺機1台所有されており、取得後は水稻・大豆を耕作されます。申請地も全て自宅から車で3分程度と近隣であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.18、申請内容については総会資料のとおりです。 取得後の耕作面積は450aとなります。農作業歴は本人が18年、父が38年農業に従事しており問題ありません。農機具は、トラクター・田植え機・コンバイン・耕耘機をそれぞれ1台所有され、取得後は水稻を耕作されます。申請地も自宅から車で5分程度と近隣であり、また周辺農地も多数耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.19、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人は、近い将来隣接地の居宅を購入し、名古屋から転居の予定です。申請地では家庭用の野菜を栽培する予定です。農機具は耕耘機と草刈り機を1台ずつ購入予定です。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議 長	只今の説明に関連して、府中地区、山田地区、種生地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

高田委員	13番府中です。関係者で現地調査を実施しました。先月の土地購入の方で、問題は無いかと思います。 14番ですが、千歳地区でぐるりにソーラーパネルが沢山あるんですけど、今度は稲作をするということで、これも問題無いと思います。 15番、これも7月4日に立ち合いを行いました。譲受人はもう80歳近いのですが、弟から返すと言われたので仕方がなく、耕作してくれると思います。 16番は、新たに家を建ててやりたいと言うことで、敷地のところにあった田を親から借りて農業をします。地区の人も若い人が来てくれたので、大変喜んでいてところです。何ら問題が無いので、審議よろしくをお願いします。
西尾委員	山田地区です。17番、18番、7月3日に関係者一同で現地立会を行いました。17については元々農業をされている方が買われたので別段問題は無いかと思います。18も同じく、購入され田んぼを引き続き行うということで問題は無いかと思います。ただ、ひとつ17番の中で、話をしている気になったのが、宮ノ下という畑がありますが、ここが池のそばに、池に隣接しておりまして、かなり獣害が酷いと。鹿、猪とで殆どやられると。何をどうしようかと話の中で出てきた。果樹とかをやっても、釣りに来る人に皆やられると。17、18、ご審議をお願いします。
喜多委員	No.19です。6月27日に立ち合いを行いまして、内容については、今ご説明のあった通りですので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	17番ですねけど、譲受人さんは現在4aということで、一町4反程を購入する訳ですねけど、農機具とかはあるのですか。
事務局	〇〇さんは、会社が〇〇っていう会社、の社長でもありますので、その会社と個人で、共有で、機械ですということですけど。あの、以前から農業も、〇〇の社長ですので。〇〇です。
西田委員	個人で買われるのか、会社で買われるのやろか。
事務局	いや、この農地は個人で買われます。個人で、はい。
議 長	ほかにございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.13～19について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.13～19について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成(又は賛成多数)ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.13～19については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1～3について、事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 総会資料7ページをご覧ください。
事務局	No.1、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、小田地区市民センターの南約200m、開化寺の東50mほどに位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため第3種農地に該当します。施設の概要は、申請人の自宅前の車庫の敷地の一部です。 昭和63年にすでに建築されていたため、始末書が提出されています。 取水、汚水はなく、雨水は東側および南側の既設排水路に放流します。すでに転用済みのため新たな資金は発生しません。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。本人の自宅の南に隣接する土地で、住宅地内の狭小な農地であることから今回の転用はやむをえないものと考えられます。

事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、靱田郵便局の東100mほどにあたり、県道上友田円徳院線と野田川に挟まれた土地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。施設の概要は、申請人の農業用倉庫1棟の新築と駐車場2台分です。 現在所有している倉庫が先月の案件にございました〇〇の資材置場敷地となり、使用できなくなることから、今回の場所に新たに建築します。取水、汚水はなく、雨水は自然浸透および西側の既設水路へ放流します。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。本人の自宅から50mほどの土地で、既存の倉庫が使用できなくなることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。
事務局	No.3、詳細は議案書のとおりです。 申請地は沖公民館から南東へ300mほどで、おおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地であることから第1種農地となりますが、集落内にあり住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから転用に問題はありません。 現在使用している居宅への進入路が狭く、進入路に接した畑に設置された電気柵等で通行が困難であることから、居宅前の当該地を申請されたものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事期間は許可日から令和6年8月31日までで、土地造成については、盛土工事を行ったうえで路面はコンクリート舗装を施し、取水は無く、排水は雨水のみで自然流下する計画です。一部転用されない部分については、今後も農地として利用する予定であり、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、小田地区、靱田地区、依那古地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
玉岡委員	No.1、小田地区です。6月27日関係者一同で現地確認を行いました。先程の事務局からの説明とおり、昭和63年頃に建築した駐車場及び車庫敷地として利用しているとのこと、確認したところ既に車庫の全てを舗装してあるような状況であり、よろしくお願いします。
山本委員	靱田地区です。事務局の説明にありましたとおり、先月の5条申請で農地を〇〇さんに売却した訳ですが、農地の隣に農舎が建っておりまして、それも併せて譲り渡すことになり、農舎が必要とのことで今回の申請場所に建てる計画となりました。現在小さな車庫がある訳ですが、それも老朽化で傾き加減ですので、合わせて車庫も建てたいと今回の申請となった訳です。よろしくお願いします。
藤室委員	3番の依那古です。6月26日に立ち合いを行いました。従来の進入路があったんですけど、近年車が大きくなったということで、新たに自分の農地に移動して進入路を設ける計画です。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第2号No.1～3について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.1～3について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」No.1～3については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
福地委員	会長すいません。発言をお許し頂けますでしょうか。
議長	どうぞ。

福地委員	申し訳ございません、皆様にもお断りをさせていただきます。本日、当地域の緊急的な事情によりまして、この場を持ちまして退席させていただきます。ご理解をお願いしたいと思うのですが。
議 長	はい。皆様もよろしいですね。 では、どうぞ。
福地委員	すいません。失礼を致します。
議 長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～6について、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 総会資料8ページをご覧ください。
事務局	No.1、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、恵比須神社の西約150m、第三銀行上野支店の北西50mほどに位置する住宅地内で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため第3種農地に該当します。施設の概要は居宅1棟の新築で、建築面積は119.24㎡、進入路として使用する土地を含めて敷地面積は488㎡であり、建ぺい率は24%となり必要最小限の基準である22%以上を満たしております。 土地造成は周辺に被害を及ぼさないよう地固めをしっかり行い、取水は東側公共上水道から引き込み、汚水排水は合併浄化槽に集水後、西側既設水路に放流。雨水も西側既存水路へ放流します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺に農地はなく支障はありません。住宅地内の孤立した農地であることから今回の転用はやむをえないものと考えられます。
事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、伊賀市消防本部から西に350mほどに位置する住宅建築用に分譲された土地の一角で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため第3種農地に該当します。譲受人は、隣接地の居宅を購入するにあたり駐車場が1台分しかなく、不足することから自家用駐車場2台分として利用する計画です。 土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透および東側水路へ放流します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺に農地はなく支障はありません。宅地分譲された区画内の狭小な農地であることから今回の転用はやむをえないものと考えられます。
事務局	No.3、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、花之木小学校の西150mほどに位置する農地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。譲受人は令和3年に設立された、再生可能エネルギー発電事業を行う会社で、施設の概要は太陽光発電施設を設置する計画です。土地造成は整地のみで取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透により処理します。太陽光パネルを146枚設置し、境界から1m控えた位置にフェンスを設置し申請地を囲います。境界とフェンスの間には防草シートをほどこし、事業者において年3回以上の除草作業を行います。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。申請農地は長年荒廃地であり今回の転用はやむをえないものと考えられます。
事務局	No.4、詳細は議案書のとおりです。 申請地は壬生野小学校から南東へ600m程に位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。譲受人と譲渡人が太陽光発電施設として利用することを了承したものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。 工事計画は令和6年8月15日から令和6年9月15日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透する計画です。太陽光パネルを132枚設置し、設置割合は44%で、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。隣接する農地所有者や水利関係者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.5、申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は伊賀市立三訪小学校から北東へ250mほどに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地は基盤整備されていない不整形な農地であることから、太陽光発電施設として活用するということで、今回の転用はやむをえないものと考えられます。 工事計画は許可日から令和6年8月31日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透する計画です。太陽光パネルを合計で144枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.6、申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は府中地区市民センターから南西へ200mほどに位置し、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地となりますが、住宅その他の申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから問題はあります。申請地は、相当数の居住用家屋が連たんしている区域のため、今回の転用はやむをえないと判断します。 取水は北側道路埋設水道管より引込み、汚水・雑排水は集落排水へ直接放流、雨水は宅地内集水桝より既設水路へ放流する計画です。土地改良区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、上野地区、花之木地区、壬生野地区、三田地区、府中地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
玉岡委員	はい。No.1の物件に関しまして、6月27日に関係者一同で現地立会を行いました。先程からの事務局の説明のとおりでありまして、現状はこの畑、一筆だけがありまして、道を通っていてもなかなか分からないような奥にあるような所、現状ではちょっと荒れているんですけど、環境も良くなると思います。譲受人は奈良県生駒郡の方ですが、桑町のほうで人材派遣業の事務所を構えている方ですので、環境も良くなると思っています。続いてNo.2ですけど、6月27日に現地立会を行いました。先程の事務局から説明のとおりであり、〇〇さんのお住まいの敷地続きの土地でありまして、駐車場がもう一台欲しいというような事ですので、何ら問題無いかと思いますので、よろしくお願いします。
門口委員	No.3でございます。6月27日に関係者で現場確認をしました。田んぼは既に休耕田でありまして、雑木等も生えておると、荒地になっています。現在の所有者では耕作の利用が無いということでありまして。小学校へ向う道路と近所の川のあいだにありまして、太陽光発電の設置もやむを得ない状況でございました。特に問題は無いというふうに思います。
池町委員	No.4、壬生野地区でございます。6月28日に関係者と現地立会、確認を行いました。色々調査しましたが、特に問題は無いというふうに判断いたしましたので、審議のほどお願い致します。
森田委員	7月1日に関係者一同で現地立会を行いました。この場所は、何か月前から太陽光発電の申請がでていた所で、業者は違いますが「そうってきたか」という感じで、だんだん太陽光施設になっている地域の一角になります。取水、排水問題が無かったので、審議をお願いいたします。
高田委員	先程3条申請のあった物件と同じで、何も問題は無いと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号No.1～6について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～6について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)

議 長	賛成多数ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～6については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号No.7～12について、事務局の説明をお願いします。
事務局	No.7、申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は鳳凰寺公民館から南東へ400mほどに位置し、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地となりますが、住宅その他の申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから問題はありません。令和6年4月10日から工事をするため、顛末書を添付させての申請です。 申請地は、相当数の居住用家屋が連たんしている区域のため、今回の転用はやむをえないと判断します。取水は上水道から引込み、汚水・雑排水は下水道で処理し、雨水は南側既設側溝へ放流する計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.8、申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、西明寺公民館から西へ約150mに位置しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、申請人の住宅です。既に転用済みの案件で顛末書をつけての申請です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。 取水は上水道、排水は合併浄化槽処理、雨水は既設の公共水路に接続します。周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.9、申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、荒木団地の南側に隣接しています。周囲を宅地と山林で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電施設です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。 取水はなく排水は雨水のみで自然浸透します。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.10、申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、木代神社の東約200mに位置しています。周囲を雑種地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、建設重機の置場です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。 取水はなく排水は雨水のみで自然浸透します。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.11、申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、現在の工場敷地の北側に隣接しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、工場緑地です。現在の工場緑地を資材置き場にしたいので本件の土地を代替の緑地としたいとのことです。 このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。 取水はなく排水は雨水のみで既設の水路に放流します。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.12、申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、勝因寺の東約50mに位置しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、本人が建築業を営んでおり、事務所兼居宅及び駐車場として利用します。 このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。 取水は上水道、排水は公共下水道、雨水は道路面の側溝に放流します。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議 長	只今の説明に関連して、山田地区、中瀬地区、友生地区、猪田地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

西尾委員	はい、7番山田地区です。7月3日に関係者一同で現地の立ち合いを行いました。貸し手と借り手は親子でして、親の敷地内に子どもの家を建てたいと、こういう形になっています。家を建てる場所は以前田んぼでして、本宅を建てた時から畑化しておりまして、畑というか花壇というかそういう時期が長く続きました。で、今回このようになって家を建てるかたちになっております。まあ、もう建ってしまっておりまして、どうすることもできませんし、現地確認をしても何ら問題はありませんでしたので、ご判断をよろしくお願いします。
西田委員	8番の西明寺の、これも建っておりまして、ハウスメーカーがうっかりしていたという話で、現場は既に宅地、親の宅地があってその横に息子さんが家を建てたということで、一角にちょっと畑が残っていたという感じでして、「うっかりしていた」ということでございます、ハウスメーカーが。 次に9番ですけれど、荒木団地、荒木が丘の横に、隣接して太陽光発電を設置するという話で、隣接農地の所有者に説明をして頂いたり、相手方は区長にも説明はして頂いているということです。以上です。
大田委員	No.10の友生です。6月28日に関係者立会いの下で現地確認を行いました。詳しくは事務局から説明のあったとおりで、この周辺はもう谷底になっていまして、非常に周りも荒れた水の便の悪い所で、譲受人が重機の保管場所にしたいということで何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。
川口委員	6月28日に関係者と立ち合いを行いました。 11番につきましては、保育所の東側に位置しまして、以前から湿地帯で柔らかい田んぼでして、私も作ったことがあるんですけど、ほっとしているような状態です。これ、芝生を植えるということで、綺麗になりますので環境は良くなる感じです。ご審議よろしくお願い致します。 12番につきましては県道沿いにありまして、別段問題はありませんでした。ご検討をよろしくお願い致します。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	11番ですけれども、ここは農用地ではないんですか。
川口委員	田んぼですわ。農用地とは違います。
西田委員	7番の一団の農地ですが、農振農用地の網はかかっていないということですか。
事務局	はい、かかってはいない。
議 長	良かったですか？。ほかにご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号No.7～12について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.7～12について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	賛成多数ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.7～12については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第4号「事業計画変更申請について」を議題とします。 議案第4号No.1について、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第4号「事業計画変更申請について」ご説明致します。 9ページをご欄ください。

事務局	No.1、申請内容については総会資料のとおりです。 本案件につきましては、令和5年7月25日付けで土砂仮置き場で一時転用許可したもののについて、変更前の1年以内の工期内では農地復元が完了しなくなったことによる事業計画変更承認の申請です。期間の延長は、当初許可日の令和5年7月25日から令和7年7月24日までの変更となります。 理由は、土砂仮置き場の対象地として、令和5年6月30日で許可された砂利採取は、令和5年10月7日で完了、続いて、令和6年3月28日で許可された砂利採取が事業を開始するのが遅れたため、そしてもう1件砂利採取を行うため、1年以内に農地復元が完了しなくなったことです。 事業者には、必ず、令和7年7月24日までには、農地復元するよう指導しております。本案件も以前と同様、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。以上のことから、変更後の転用事業は事業計画に従って実施されることは確実で、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前と同程度であると認められ、変更後の転用事業についても農地転用許可基準により事業計画変更は承認されるものと認められると判断します。
議 長	只今の説明に関連して、府中地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
高田委員	7月4日に関係者で現地立会を行いました。現状は変わっていないので、来年までには工事が終わると言っていますので、どうぞよろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	理由は何ですか、遅れた理由。
事務局	6年3月28日に許可された砂利採取が、ちょっとスタートが遅れたということで、す。
西田委員	ちょっと待って、6年～
事務局	6年、6年、6年3月28日
西田委員	5年の7月に～
事務局	5年の7月、あの最初の5年の7月
西田委員	6年のやつはまた違うやつ～
事務局	また違うやつです違うやつです、そ、その6年3月28日の許可された砂利採取の開始がちょっと遅れた。
西田委員	それとこれと、どう関係するの？
事務局	その、その、その6年3月28日の許可された砂利採取の仮置き場がこの、今の申請です。
西田委員	先にスタートしてた～
事務局	さ、さ、せ、先に、あの
西田委員	途中から～
事務局	で、で、3件、あの一そやで順番で言いますと、あの、6、えーつと、5、えーつと、一番最初は5年の6月30日、で、5年の6月30日で砂利採取をしまして、その砂利採取の借り土を置くためにこの今の申請地を5年の7月25日で隣へ置きました、隣へ作りました借り置場。で、その最初の1件目が完了して、で、今2件目がその6年3月28日で許可された砂利採取です、その分が2件目の分が遅れたため、で、もう1件する予定ですので、まあ砂利採取は3件、3件しますので、2件名3件目が遅れてきますので、この、土砂の借り置場の延長をするってことです。
西田委員	3件あるわけ？
事務局	ええ、そうです砂利採取は3件あって1件目は完了して、2件目のスタートが遅れて、で、もう1件3件目もしますので、えー～
西田委員	3件目の工期はいつ？

事務局	それが、その2件目が完了次第その3件目の申請をするということです。2件目の～
西田委員	7年の4月24日までに3件目も完了する～
事務局	もうそれはもう、それは、確、確実にそこは、はい、確認しております、はい。3件すべて7年の7月24日までに終わるということでは、はい、確認をしております。
西田委員	それでさ、いつやらここで鉛、鉛が検出されたと言うてた土地と違うかな。あれ、どうなったんですか。
事務局	鉛はもう完了してあの、ここで報告させて頂きましたが。で、あの、年に1回か、年に1回か2回か水を汲み取って水と土を汲み取って、あの、県の環境が、あの確認しよう立ち合い、あの完了立会は致しております、そこ。あの、ずっとあの2年くらいは水と土を取って、あの、環境～
西田委員	2年も経ってへん。
事務局	いや、あの、今後それ、それから終わり～
西田委員	今後な。
事務局	はい、今後、2年間くらいは様子見で、様子を見るために、水と、あの土を取って検査すると、はい。
西田委員	それでは、とりあえず鉛の件はクリアしたって言う～
事務局	そう、そうです。はい。で、完了～
西田委員	それによって遅れているって～
事務局	いや、それ、それとはまた別です。別、別、また別のところですよ、はい、別のところですよ。
西田委員	え、なんて？
事務局	別の場所です。
西田委員	鉛が出たところは、こことは違うんやな？
事務局	は、はい違います。
西田委員	そしたらこの、ここで今、4件くらい、4か所くらい穴掘ってるってこと？
事務局	いや、2件しか、砂利採取は2き、1回に2回しかできませんので、今は1件だけですね。あの、1件だけです。
西田委員	鉛の出たところ、～
事務局	いやもう、鉛の出たところは完了、完了出ております。
西田委員	もう完了している訳？
事務局	ええ、もう完了しました、はい。鉛の出たところは完了して、完了立合も終了しております。で、そんであの、様子を見る～
西田委員	それで、報告あった？
事務局	ここでは、え、ここではしませんけど、あの現、あの報告あのその鉛の件は報告させて頂きました、次の、月で。
西田委員	いや、まあ、完了した話。
事務局	完了も、し、完了も、あの、いや完了もちょっとやっぱしませんが、完了はいつも事務局とあの、農林振興課で行って、ええ、鉛のところは完了して今後2年間くらいは、あの、ま、検査、ええ。あの、完了、一時転用の完了の報告はここでは、あの～
西田委員	それは分かるんやけど、あの時は鉛が出たから、ちょっと当局で調べて～
事務局	ええ調べて、はい。

西田委員	一時工事はストップしてという話で、私は終わってたと思っていた。ところが、これに絡んであの件はどうなったかなと思ったんだが、それは報告したっていうのがちょっとどうも～
事務局	次の、次の月に鉛のことは検査するってことで報告させて貰いました、次の月、ええ鉛の件を。
西田委員	検査して良かったという報告が来た？
事務局	で、今後、え、ちょっとそこは内容は忘れちゃったけどあのー、鉛の報告は忘れちゃったけど、あの、翌月でしたのは、あの、鉛の報告はちょっと、ちょっと今持っていない。
西田委員	してないやろ？
事務局	いや、いえ、あの、そのやるって、検査をしていくのは言いました、言ったと思います。
西田委員	伊賀市がもうOKですよという報告は無いよ。
事務局	えっ。
西田委員	皆さん聞きました？
事務局	鉛、鉛の、そやけどそのか、完了前の検査が良かったっていう立ち合いはちゃんとあの、農林振興課と一緒に、県と、県と一緒に～
西田委員	いや、それはいいんやけどさ、この場での話～
事務局	そこまでその、一時、すぎのちょっとそこはちょっとあの、鉛、あの鉛の申請の翌月にし、あの、話はここでさしてもらったのを覚えてますけど、内容はちょっと取ってきあの、前のやつを見なければわかりませんが、ええ。
西田委員	会長これ、聞きましたか？
議 長	何時ってわからへんけど、なんかそんなこと聞いたこともあるなど。
西田委員	鉛はクリアしたって話、初めて聞いた。
門口委員	なんか何処かわからへんな。それぐらいややこしい。
事務局	その、前の資料を持ってこなければ。
事務局	翌月に、あの、申請の翌月にあの、ここをどうしていくかってことで説明させてもらった。
議 長	要は、今日のこれは工期が1年延びたっていうことやな。
事務局	はい。今回はこことは関係ありませんので、はい。鉛とは関係無いですけどここは、はい。
西田委員	問題は、着手が遅れた。
事務局	そうです。
西田委員	その着手が遅れた理由は何？
事務局	ちょっと、それはあのまあその業者の、えー、あの、予定誤りみたいなこと言ってましたけど、あの、予定がちょっと甘かったようなこと。
西田委員	予定が甘かった。
事務局	はい、最初の予定が。
門口委員	3件目も含めて、7月24日に終わるってことです？ いらん説明ばかりで。
事務局	7年の7月24日にはすべて一度農地に戻すようなことは、あの。

西田委員	着手したのは何時？
事務局	えっ、着、そこまでは、許可が下りたのが～
西田委員	いや、着手が遅れたのは、どんだけ遅れた？
事務局	いやそこまでは、ちょっと、ええ、聞いてはないですけど。
西田委員	全然遅れたんと違うの着手、ほんで今年の4月24日に間に合わなくなったのと違うの。
事務局	いや、そこまではちょっと、確認しますけど。
西田委員	1年以上遅れてたんと違う？
事務局	そこまではちょっと聞いてないですけど。あの、農地もそんな、今2件目3件目の農地は一枚田だけですので、そんなに時間もかからないとは言っていました。あの、2件目、あの、大きな面積～
西田委員	砂利採取法ではどうなってるの？
事務局	それはあの、ここは、いきあの一、ちょっとその期間は延長できるというのは確認しておりますけど。
西田委員	砂利採取法も工期がある訳やろ？ そっちの絡み。 そんな、テキスト見やんでも良いやんか。
西田委員	砂利採取法は、了解取れているの？
事務局	もう、ど、土砂、砂利採取は別にあの、普通に～
西田委員	砂利採取も工期の延長あるやろ？
事務局	いや、それは普通どおり1年以内、まだ6年の3月ですから1年も経ってませんので、6年3月28日ですから砂利採取は、1年以内ですからまだ1年～
西田委員	いやいや、5年の4月25日に許可出した案件に～
事務局	それは一時、あの一時、仮～
西田委員	その、砂利採取法も一緒やろ？
事務局	借り置場、仮置き場。
西田委員	分かりにくいわ。
事務局	〇〇君、〇〇君。1回目の砂利採の工期はいつからいつまで、2つめの砂利採の工期はいつからいつまで、いまから次にやろうとしている砂利採は何月から始めようとしていますか。そこをはっきりと説明して。
事務局	あの一回目の分は5年、ちょっとあの一、1回目の分は5年の6月30日であの許可された砂利採取は、5年の10月7日で完了致しております。で、2件目があの、6年3月28日で許可された砂利採取はまだ今継続中で～
事務局	で、いつまで？
事務局	で、あの、1年ですから7年の3月27日までです。で、そんで、そのまで待ってられませんので早く、6年3月28日の分は早く完了して3件目を、まあ完了と同時に申請をするということで聞いております。
事務局	今のことからいきますと、砂利採取に関しては、1つの業者が一時期に2つ以上できないので、一つ、1回目が終わらないと3回目に行けないということもありますので～
西田委員	そういうことで、鉛によって遅れた、ずれてって遅れた訳ではないの？

事務局	それは別物です。
事務局	鉛はもう、ちゃんと完了しております。
西田委員	鉛が完了してから遅れたのでは？
事務局	鉛の件は、全くの別物です。
西田委員	鉛以外に3件があつて。
事務局	そうです。
西田委員	1件が終わらないと、3件に入っていけないと。
事務局	そうです。で、3件目も入る予定で7年の7月24日をラストに、ここまでで終わらせる為の延長とのことです。
西田委員	2件目っていうか、それが遅れた理由っていうのが、甘かったということですね。
事務局	ええ、最初の始まりのみつ、の予定が甘かったということで、はい、言われております。
西田委員	もう一回聞くけど、砂利採取法では、工期というのは決まっておるのですか？
事務局	砂利採取の工期は、何も変わらないんだよね？それは工期内にやっているって事だよな。
事務局	そうです、それは、はい、砂利採取は工期内で、はい。
西田委員	砂利採取の工期は、7年の4月やったんやろ？
事務局	いや、1年、許可日から1年、砂利採取は、許可日から1年です、許可日から、1年以内です。
西田委員	許可日から1年以内に終わてるんやろ。
事務局	えっ？ 砂利採取は全て許可日から1年で、終わってますけど、はい、1件が5年の6月30日で、5年の10月7日で完了しますので、そやで3カ、まあ3カ月ぐらいで終わってますので、3カ月で許可のあの完了してありますので、その予定であの1枚が3カ月か4カ月で終わる予定で最初組んだんですけど、それがちょっと最初があの遅れてきたんであの、ええ、まあ小さい1枚が3,000㎡ぐらいの田でしたんで1つの、申請地が、そやであのそんなに期間がかからないっていうまあ3カ月か4カ月ぐらいで完了するっていう～
事務局	あんまりあの、ごめんなさい、1つ目の砂利採取、2つ目の砂利採取に関しては工期内には終わるってことで、間違いは無いな。
事務局	はい。
事務局	だから、工期内で終わるということは、「遅れた」「遅れてない」というのはあまり関係なくて、1つ目が終わったら3つ目ができるので、3つ目をするってことで、この借り置場の計画を延長させて下さいという申請です。
議 長	9ページの計画を、10ページに変更するということによろしいですか。
議 長	ほかにご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第4号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	賛成多数ですので、議案第4号「事業計画変更申請について」No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第5号「非農地証明下付願について」を議題とします。 議案第5号No.1～6について、事務局の説明をお願いします。

事務局	議案第5号、非農地証明下付願についてご説明します。 総会資料11ページをご覧ください。
事務局	No.1、詳細は議案書のとおりです。 場所は、玉瀧禅寺から北に800mほどに位置する土地で、周囲の状況から第1種農地と判断します。農用地については非農地証明できないとなっていますが、第1種農地については問題ありません。 当該農地は、平成元年ごろに植林し現在も樹木が繁茂しており木の太さから20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難なため、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。 申請地は下郡市民館から北へ250m程に位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。 当該農地は、平成6年に隣接の宅地と一体で建物が建築され宅地として利用しており、現地調査でも建物が建築されていることを確認し、農地に戻すことは困難であるため、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.3、申請内容については総会資料のとおりです。 場所は、服部町公民館から北東へ230mほどに位置する土地で、周囲の状況から、第2種農地と判断します。当該農地は固定資産税課税明細書で昭和51年に建築されており、また現地立会した結果、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.4、申請内容は総会資料のとおりです。 申請地は、種生神社の道を挟んで南側に位置しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、昭和53年頃から倉庫として利用されており、農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.5、6は隣接案件ですので併せて説明します。申請内容は総会資料のとおりです。 申請地は、青山文化センター北側の道路を挟んで約100mに位置しています。周囲を山林と宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、宅地分は昭和33年頃から宅地として、山林は昭和60年頃植林され、農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、玉瀧地区、依那古地区、府中地区、種生地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
稲森委員	失礼致します。No.1の玉瀧でございます。この物件につきましては、5月29日に関係者で一度立会いを行いまして、その時に5筆申請があったのですが、どうしても一番上にある田だけは木が生えており竹が生えておりとの現状でありましたので、今回非農地として申請をやり直してくれと言ってお願いをしたところでした。それで、先程事務局から説明があったとおり問題無いと思いますので、よろしくお願いいたします。
藤室委員	2番依那古ですが、これは一区画の宅地の一部に含まれておった、そこに駐車場等を建設といったことで、一部でも建物がかかっているという話で、既に20年以上は経過しておるといったことから元に戻すのも困難だということで、よろしく願いしたいと思います。
高田委員	7月8日に関係者で立ち合いを行いました。事務局の説明どおりで別に問題は無いと思いますので、よろしくお願いします。
喜多委員	No.4です。6月の27日に事務局さんと確認をさせて頂きまして、内容については説明にあったとおりです。No.5、6についても同じ27日に確認をさせて頂きまして、内容については説明のとおりですので、ひとつよろしくお願い致します。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第5号No.1～6について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第5号No.1～6について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	賛成多数ですので、議案第5号「非農地証明下付願について」No.1～6は原案のとおり下付することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第6号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第6号、農用地利用集積計画についてご説明します。 総会資料12ページにあたります。
事務局	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、伊賀市長から農用地利用集積計画の決定を求められています。 新規設定10件、再設定12件で、田48筆、畑3筆。計画面積は合計86,667㎡です。
事務局	(利用権全体説明)
事務局	農地売買事業について説明致します。総会資料38ページをご覧ください。 整理番号500、所有権の移転を受けるものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター代表理事村上亘さん、所有権を移転するものは川東の〇〇さん、所有権を移転する土地は川東地内の田2筆、面積は合計1,962㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年8月20日を予定しています。
事務局	整理番号501、所有権の移転を受けるものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター代表理事村上亘さん、所有権を移転するものは寺田の〇〇さん、所有権を移転する土地は羽根地内の田1筆、面積は2,019㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年8月26日を予定しています。
事務局	整理番号502、所有権の移転を受けるものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター代表理事村上亘さん、所有権を移転するものは予野の〇〇さん、所有権を移転する土地は予野地内の田4筆・畑1筆、面積は合計5,854㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年8月26日を予定しています。
事務局	整理番号503、所有権の移転を受けるものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター代表理事村上亘さん、所有権を移転するものは予野の〇〇さん、所有権を移転する土地は予野地内の田1筆・畑1筆、面積は合計2,579㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年8月26日を予定しています。
事務局	整理番号504、所有権の移転を受けるものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター代表理事村上亘さん、所有権を移転するものは川東の〇〇さん、所有権を移転する土地は川東地内の田2筆、面積は合計3,064㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年8月20日を予定しています。
事務局	整理番号505、所有権の移転を受けるものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター代表理事村上亘さん、所有権を移転するものは野間の〇〇さん、所有権を移転する土地は高畑地内の田3筆、面積は合計6,150㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年8月26日を予定しています。

事務局	以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上が農地利用集積計画の説明となります。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第6号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	賛成多数ですので、議案第6号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議 長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。 すいません。今日は情報交換について準備をして頂いていたところですが、実はこの後に役員会等色々予定しております。 すいません、今日は無いです。
議 長	以上をもちまして、総会を閉じたいと思います。ありがとうございました。
事務局	無いようですので、事務局から何かありますか。
事務局	皆様、慌てさせて申し訳ございません。事務局から、3点程ご連絡がございます。先ずは、「市政に関する提言書」について、お手元の資料1をご欄下さい。本件に先立ちまして、去る5月28日(火)に、農業委員会役員からの依頼で、伊賀市議会産業建設常任委員会との「出前講座(意見交換会)」が開催されました。この会議には、坂本会長、森下会長職務代理者、喜久永参与、吉岡推進委員長が出席され、農業委員会の現状と課題等について、議員との意見交換が行われました。具体的内容を、ごく簡単に申しますと ○近年、地域計画の策定に関わる業務を始めとして、委員に求める業務が増加している。「地域農業を守る」ための委員会業務を今後も継続していくためにも、報酬の増額は必要 不可欠。 ○米の買取価格の低迷が続いている。伊賀市では令和3・4年度に「伊賀米次期作支援事業」補助金が交付された。引き続き本事業の実施や、有機農業を始める、規模拡大する農業者に対し補助事業を行うなど農業者に対する支援策を設けることはできないか。また、買取価格を上げる施策について、議員(案)は無いか。 ○現在の女性委員3名の状況を鑑みて、伊賀地域内において、県の農村女性アドバイザー等を参集し、女性農業者間の横の繋がりを着実に深めるため、議員に意見や尽力を求める。 この意見交換会の結果を受け、7月3日(水)に、伊賀市議会、産業建設常任委員会から伊賀市長(市長部局)に直接手渡されましたのが、この「市政に対する提言書」になります。内容は、委員報酬の増加、女性委員の登用に関してです。市長からは、『言っていることは「そうかな」と思うところはある。報酬に関しては財源が交付税であることもあり、しっかりと検討して、在り方、或いは委員の数や報酬について総合的に研究をさせて頂きたい。概ねに沿った形で研究をしていきたいなど。それから女性委員については、基本的には地域からの推薦を頂いてになるので、地域における女性の在り方、居場所については我々が直接申し上げることはできないが、基本的には男女共同参画になるので、一般的に自治協には女性委員の登用などお願いしているし、様々な機関にもお願いしている。同様に、そういった事について配慮頂くように以前から申し上げているところである。議会さんとしても啓発とか…。調べてみると、女性委員の数は合併当初から変わっていないそう。だが、時代の要請は色々なところがあり、適切な形もあるだろうから。了解致しました。』との回答を得ています。
事務局	

事務局	続きまして、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施しております「みえ農業ビジネスプランコンテスト2024」について紹介します。資料2をご欄ください。 この事業は、昨年度に引き続き開催されるもので、詳細は1～2ページに記載されています。コンテストで、優秀な農業ビジネスを提案した「農業者」に対して、支援センターが仲介して、コンテストで選ばれた「農業者」に遊休農地を幹旋しようというものです。支援センターは現在、コンテストに先立ちまして幹旋できるような遊休農地の候補地を探しているとのことで、委員の皆様でもし該当するような農地がありましたら、9ページに記載しました支援センター担当者にご連絡いただくようお願いいたします。 なお、この資料の3ページ以降には、昨年度の取組実績が記載されておりますので、お目通し頂ければ幸いです。
事務局	最後に、令和6年度の年次総会についてです。次回の月次総会を8月9日(金)午後1時30分から開催しますので、年次総会を、同じ日の午前10時30分から、同じ会議室で開催したいと考えています。委員への依頼文書等はこれから発送予定でございますが、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、ご準備をいただけますと幸いに存じます。 本日の進行について、事務局の不手際で意見交換会のほう、今月ご準備頂きました委員さんには、来月以降に持ち越しをさせていただきますこと、重ねてお詫び申し上げます。 以上でございます。
議長	これにて月次総会を終了いたします。ありがとうございました。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 6年 9月10日

会長

坂本 榮二

⑩

議事録署名者

松永 省二

⑩

議事録署名者

橋本 隆

⑩